

# 意見書

平成12年10月23日

郵政大臣 殿

郵便番号 277-0862  
(ふりがな) ちばけんかしわししこだ  
住所 千葉県柏市篠籠田1400-14  
(ふりがな) にほんこうしんもう  
氏名 日本交信網 有限会社  
代表取締役 岩崎 信 印



平成12年10月10日付け、[電気通信事業法の一部を改正する法律附則第15条を踏まえた接続ルールの見直しに関する意見募集、光ファイバのアンバンドルルールの在り方](#)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙 (赤字は意見、黒字は原文)

(日本交信網意見) NTT光ファイバ回線のアンバンドル条件は以下の通りとすることが妥当と考えられる。

1.料金：端末回線、中継回線

2.エリア：既存敷設エリア、既存敷設エリア外

1. 料金：端末回線は、800円/1芯/月 以下  
中継回線は、1円/1m/1芯/月 以下

2. エリア：既存敷設エリアのみではなく、既存敷設エリア外でも必要に応じ、敷設提供すること。  
半国営企業NTTはいずれ、遅かれ早かれ、ほぼ全世帯へのファイバー敷設責任を有するのであるから、NTTが敷設した後に提供することも、NTTがまだファイバー敷設していない時に他の事業者の申込に応じて敷設し、提供することも同じことである。  
遅かれ早かれやらなければならないことならば、できるだけ早くやる方が国民利益に適うことである。

NTTコミュニケーション社が管理する県間光ファイバーについてもアンバンドル義務を課す必要がある。  
「NTT」の冠がついた事業者の管理設備は、すべて、長期増分費用でのアンバンドル義務を貸すことが適当である。

参考資料：Talking off FTTH <http://www.at-net.ne.jp/RandD/03acc/0610/092/092gi.html>

「私たちはメタリック系並コスト(比較上の提供サービスは、電話サービス)をFTTHのコストターゲットとして、掲げました。」

NTT光ファイバインフォメーション <http://www.ntt-east.co.jp/hikarika/ofatten.html>

「サービスのお申し込みがあれば、予定の有無に関わらず、それに応じて光ファイバの敷設を行い、サービスを提供致します。  
また、サービスの需要動向を考慮し、光ファイバ敷設を推進していきます。」

太田 昌孝 著「FTTHの経済学」情報処理学会誌平成12年6月号コラム「本当のインターネットをめざして」より  
(著者掲載許諾済) <http://koushinmou.com/iken/ftth.pdf>

別紙 1

接続ルール見直しの電通審諮問について

1 位置付け

平成8年度の「接続の基本的ルールの在り方」に関する電気通信審議会答申の中で、平成12年目途のルール見直しが答申に盛り込まれた。  
平成9年の電気通信事業法改正時に、附則第15条において、平成12年度を目途とした見直しを規定。

(参考)

電気通信事業法の一部を改正する法律(平成9年法律第97号、同年11月17日施行)  
附則第15条  
政府は、この法律の施行後3年を目途として、接続に係る新法の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、接続に係る制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 2 経緯

当初想定していた見直し項目(電通審答申、国会審議より)

- 1 移動体通信事業の扱いなど不可欠設備の範囲等の問題
- 2 長期増分費用方式の導入検討
- 3 電気通信分野が非常に変化の激しい分野であることから生じるその他の検討事項

平成9年以降

- 1 長期増分費用方式の導入決定(法改正)
  - 2 アンバンドル、コロケーションのルール策定
- などが進んできている。

## 3 今回の諮問

今回の検討項目としては、

- 1 移動体通信事業の扱いなど不可欠設備の範囲等の問題
- 2 光ファイバのアンバンドルルールの在り方  
(8月31日電気通信審議会答申)
- 3 その他接続制度全体についての検討事項  
(パブリック・コメント手続により検討テーマを募集する予定)  
を対象とする予定である。

## 4 スケジュール

平成12年10月11日 電気通信審議会総会諮問予定

別紙2

### 接続ルール見直しの経緯

#### 1 接続の基本的ルールの在り方について

(平成8年12月19日、電気通信審議会答申)

接続ルールについては、定期的に見直すこととし、次回の見直し時期については、今般の接続ルールによる会計データに基づく接続料金の算定が平成11年度に行われる見込みであることから、平成12年度を目途に行うことが適当である。

長期増分費用方式については、接続ルールの見直し時期までに、郵政省において、事業者、有識者の参加や意見も得て、外国モデルの解析、設備に関するフォワード・ルッキング(将来指向的)なコスト・データの収集、技術モデルの構築等の作業を行うこととする。その上で、長期増分費用方式の扱いについて、ルール見直し時に決定することが適当である。

(注：不可欠設備の範囲については、別添のとおり。)

#### 2 規制緩和推進3か年計画(改定)

(平成11年3月30日、閣議決定)、(平成12年3月31日、閣議決定(再改定))

## 1 ネットワークの相互接続規制

措置内容	備考
接続条件の透明性を確保し、電気通信事業者間の多様な形態での相互接続を推進する観点から、平成8年12月の電気通信審議会答申「接続の基本的ルールの在り方について」に基づき引き続き整備を行うほか、12年度を目途に制度全体の見直しを行う。	改正電気通信事業法の附則に基づき、12年度を目途に接続ルールの見直しを行う。

## 2 NTTの在り方

措置内容	備考
NTTドコモと他社との接続について、その円滑化を図る必要が生じた場合には、公平・透明な接続を確保するものとし、その接続の在り方を早急に検討する。	平成12年度を目途とした接続制度全体の見直しの中でも検討する。

## 3 加入者回線等のアンバンドルに係る省令改正に関する電気通信審議会答申

(平成12年8月31日)

(答申本文)

光ファイバのアンバンドルについて、速やかに検討の場を設けること。

(別紙 意見に対する考え方)

光ファイバのアンバンドルについては、具体的な需要動向も顕れてきており、整備されるべきルールの在り方について、速やかに検討の場を設けるべきである。

(日本交信網意見) 既に機は熟している。ルールは直ちにできる。3ヵ月後に「最終報告書」などと、時期を遅らせることを確定することはNTT保護につながる。世界的競争のなかで、日本がどうしていくのか、臨機応変に政策決定していかなければならない。

別添

## 不可欠設備の範囲について (平成8年12月19日、電気通信審議会答申中関係部分抜粋)

### (1) 不可欠設備の範囲

- 特別な接続ルールの対象となる設備(不可欠設備)は、
- 1 おおむね都道府県を構成単位として加入者回線と一体として構成されるネットワークが形成されていること
  - 2 接続の実態も、都道府県単位で行われていること
  - 3 県間通信設備については、他事業者との代替性が高いことから、加入者回線と一体として構成されるおおむね県域をカバーする設備とする。

また、不可欠設備の範囲については、接続ルールの見直し時に、実態を踏まえ見直すことが適当である。

(日本交信網意見) 県間通信設備についても旧電電公社系NTTグループ会社の管理下にあるものについては、不可欠設備とすることが適当と考えられる。

### (2) 特定事業者の範囲

- 特別な接続ルールを適用していくべき事業者(特定事業者)の範囲については、
- 1 加入者回線の過半数を有していれば、常に他事業者より多くの加入者回線を有していることから、交渉上優位な立場に立つこと
  - 2 独占禁止法における「独占的状态」の基準においても50%超という基準が採用されていること等から、一定の市場において加入者回線総数の50%を超える規模の加入者回線を有する事業者とすることが適当である。

(日本交信網意見) 旧電電公社系NTTグループ会社はすべて特定事業者とすることが

適当である。

**(3) 一定の市場について**

一定の市場については、

- 1 都道府県は社会経済生活圏として一体性を有していることから、通信サービスの大半を占める電話トラフィックは、約8割が同一都道府県内に終始していること
- 2 こういった利用実態を踏まえ、ネットワークはおおむね都道府県を構成単位として形成されており、このようなネットワーク構成を前提として、現時点においては、接続は、都道府県単位で行われることが一般的となっていることから、都道府県単位とすることが適当である。

(日本交信網意見) グローバルインターネットの時代に、都道府県単位に通信を閉じ込めようとすることは不適當である。日本全体を1個の市場と考えることも可能である。また、比例代表選挙区程度の地域分割市場も検討できる。

**(4) 移動体通信事業者について**

移動体通信事業者については、基地局間又は基地局と交換局間の伝送路を有しておらず、この部分は業務委託という形で固定通信事業者の設備を使用しており、また、移動体通信事業者が扱う通信のほとんどは固定通信事業者との間のものであることから、移動体通信事業者は固定通信事業者への依存度が高い。

したがって、特別な接続ルールの適用の対象は、当面固定通信事業者に限ることとし、移動体通信事業者の加入者回線は、特定事業者を決定するための加入者回線総数には含めないこととすることが適当である。

上記特定事業者の定義については、接続ルールの見直し時に、実態を踏まえて見直すことが適当である。

(日本交信網意見) 移動体通信事業者の加入者回線は、特定事業者を決定するための加入者回線総数に含めることが適当である。

---

本件に関するご意見、お問い合わせ先 日本交信網: <a href="mailto:seisaku@koushinmou.com">seisaku@koushinmou.com</a> URL: <a href="http://koushinmou.com">http://koushinmou.com</a>
--